

第2章 水田作経営の経営収支をめぐる諸問題 —営農類型別経営統計の分析—

八木宏典

20世紀末から今日にかけて、わが国の水田農業には大きな構造変化がみられる。こうした構造変化のもとにある、水田作経営の規模別の経営収支はどのような実態にあって、また、どのように推移して来たのだろうか。本稿では農林水産省が毎年実施している「農業経営統計調査」の中核をなす「営農類型別経営統計」を使って、水田作経営の規模別にみた経営収支の動向について概観してみよう。

「営農類型別経営統計」には、周知のように「個別経営」編と「組織経営」編とがあり、後者はさらに「組織法人経営」と「任意組織経営」の2つの統計に分かれている。「組織法人経営」の調査対象は株式会社、農事組合法人、その他会社であるが、残念ながら株式会社と農事組合法人などが区分されて公表されているわけではない。一方、「任意組織経営」の調査対象経営体は集落営農である。

「個別経営」編は販売農家など家族経営を調査対象にしたものであり、これは営農類型別に、水田作、畑作、野菜作、酪農など大きく10類型に分かれている。また、「組織法人経営」においても、個別経営と同じ営農類型別に調査が行われ、それぞれの統計が公表されている。

1 個別経営（水田作経営）の経営収支

まず「個別経営」編の水田作経営について、その「損益の状況」から経営収支の概要を検討してみよう。表1は都府県の水田作付け規模別に経営収支の概要を示したものである。表示のスペースの関係もあり、10ha未満の階層は、0.5～1.0ha、2～3ha、5～7haの3つの階層のみ示しているので注意されたい。また、各階層の平均水田作付け面積は当該階層のほぼ中間的な値となっているが、

表1 個別経営（水田作経営）の経営収支（平成28年：都府県・水田作付け規模別）

規模階層	水田作付け面積	稲作面積	稲作割合 %	麦作面積	大豆作面積	農業収入	農業経営費	農業収支	共済・補助金等受取額	農業所得	農業専従者1人当たり農業所得	粗収益に占める補助金の割合
	a	a		a	a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
0.5～1ha	72	70	97.2	0	1	1,018 <i>14.1</i>	1,153 <i>16.0</i>	-135 <i>-1.1</i>	135 <i>1.9</i>	0 <i>0.0</i>	0	11.7
2～3ha	245	225	91.8	14	7	3,242 <i>13.2</i>	2,717 <i>12.1</i>	525 <i>1.1</i>	576 <i>2.4</i>	1,101 <i>4.5</i>	5,243	15.1
5～7ha	603	491	81.4	52	48	7,520 <i>12.5</i>	5,980 <i>9.9</i>	1,540 <i>2.6</i>	2,013 <i>3.3</i>	3,553 <i>5.9</i>	7,251	21.1
10～15ha	1,316	924	70.2	248	128	14,547 <i>11.1</i>	12,585 <i>9.6</i>	1,962 <i>1.5</i>	4,900 <i>3.7</i>	6,862 <i>5.2</i>	5,815	25.2
15～20ha	1,809	1,243	68.7	338	213	18,658 <i>10.3</i>	16,260 <i>9.0</i>	2,398 <i>1.3</i>	6,509 <i>3.6</i>	8,907 <i>4.9</i>	8,907	25.9
20ha以上	4,081	1,833	44.9	1,364	851	28,019 <i>6.9</i>	32,431 <i>7.9</i>	-4,412 <i>-1.4</i>	21,132 <i>5.2</i>	16,720 <i>4.1</i>	10,787	43.0

出所：農林水産省「営農類型別経営統計（個別経営編：水田作経営）平成28年」による。

注：斜字体は水田10a当たりに換算した金額である。

20ha以上層のみ40.8haと大きな面積になっている点についても留意されたい。

まず、各階層の稲作面積割合であるが、3ha未満の小規模階層ではいずれも9割台と高い。しかし、規模が大きくなるにしたがってその割合は低下し、15～20ha層では6割台、20ha以上層では4割台と半数を割っている。言うまでもなく、多くの大規模経営がこれまでの転作政策に協力してきた結果であり、上層にいくほど食用米の作付け面積を抑え、麦、大豆やその他の転作作物にシフトして来たためである。

まず、農業収入（営農類型別経営統計ではこの農業収入に共済・補助金等受取額を加算したものを粗収益としている）は、0.5～1.0ha層ではわずか100万円余であるが、10～15ha層になると1,000万円を超え、20ha以上層では3,000万円に近い金額になっている。しかし、参考のために、これを水田10a当たり農業収入に換算すると、0.5～1.0ha層では14万円台、2～3ha層では13万円台にあるのに対して、10haを超えるとそれが11万円台に低下し、20ha以上層ではわずか6万円台になっている。実はこの10a当たり農業収入には、稲作収入と転作作物収入などが合算して計上されているために、その低下の要因の1つに、稲作収入だけでなく転作作物の収入が大きく影響しているという点の注意が必要である。

一方、農業支出は 0.5~1.0ha 層で 100 万円台、10~15ha 層になると 1,200 万円台、20ha 以上層では 3,200 万円台となり、差し引きした農業収支は 0.5~1.0ha 層では赤字、2~3ha 層から上の階層では黒字ではあるが、その金額は 10~15ha 層や 15~20ha 層でも僅かに 200 万円前後である。しかも、20ha 以上の最上層になると 400 万円以上の赤字になっている。水田 10a 当たりに換算した農業支出は 0.5~1.0ha 層では 16 万円台ときわめて高いために赤字となっており、2~3ha 層では 12 万円台、5~7ha 層で 10 万円弱、10~15ha 層や 15~20ha 層では 9 万円台に低下している。このためにかろうじて黒字となっている。20ha 以上層では 7 万円台にまで低下しているものの、それでも農業収入の方が低いために大幅な赤字になっていることがわかる。

以上のように、最下層や最上層を除く各階層では農業収支は黒字になっているものの、この程度の黒字額では、当然に、家族の生計を賄うには十分とはいえない。こうした水田作経営の厳しい経営状況を支えているのが、共済や各種補助金等の経営所得安定対策である。先の農業収支に共済・補助金等受取額を加算した農業所得は、0.5~1.0ha 層ではなお差し引きゼロであるものの、5~7ha 層では 350 万円となり、10ha を超える階層では 600 万円を超えており、20ha 以上層になると 1,600 万円になっている。また、農業専従者 1 人当たりに換算した農業所得は 2~3ha 層でも 500 万円を超える水準になっており、20ha 以上層になるとそれが 1,000 万円を超えている。

水田 10a 当たりに換算した農業所得は、5~7ha 層の中間層で最も高くなっています、上層にいくほどそれが低下している。共済・補助金等も含めた水田利用の経営効率という視点でみれば、5~7ha 層の中間層の方が高いことができる。しかし、農業専従者 1 人当たりに換算した農業所得は、上層の方が圧倒的に多くなっており、労働力からみた経営効率では上層の方が高いことがわかる。

国税庁「民間給与実態統計調査」によれば、給与所得者の過去 10 年間の平均年間所得は 414 万 2 千円である。これに福利厚生なども考慮した農業専従者 1 人当たり必要金額を仮に 500 万円とすれば、現在の水田作経営（個別経営）を専業として持続的に経営していくためには、10ha 以上の経営規模が必要であるということがわかる。もっとも、こうした農業所得水準が持続的に確保される

ためには、共済・補助金等の経営支援政策がその不可欠な前提条件となる。表の最右欄に経営の粗収益に占める補助金の割合を示しているが、その割合は小規模層では20%以下であるが、上層にいくほど高くなっている。20ha以上層では実に40%を超えており、このように現在の水田作経営では、規模が大きくなるほど補助金への依存割合が高くなっている。しかし、こうした数字を現実的に評価するためには、稲作面積割合の低下に示される転作への取り組みなど、作物部門別の経営収支などが詳しく検討される必要があろう。

2 組織法人経営（水田作経営）の経営収支

以上のような個別経営の経営実態に対して、組織経営の方はどういう状況にあるのか。営農類型別経営統計の「組織法人経営」（株式会社、農事組合法人、その他会社）の中で、水田作経営に分類されている経営体の収支を整理して示したもののが表2である。この表では水田作付け延べ面積規模別に平成28年の全国データを使っている。規模階層は10ha未満層から50ha以上層まで5階層に区分されており、先の個別経営の規模別の区分とは異なっている。また、各階層の平均延べ面積は、表に示されているように、10ha未満層では7haであるが、50ha以上層では91haとかなり大きくなっているので注意されたい。もっとも、いずれの経営も転作に取り組んでいるために、稲の作付け面積は10ha

表2 組織法人経営（水田作経営）の経営収支（平成28年：全国：水田作付延べ面積規模別）

規模階層	水田 作付 延べ 面積	稲作 面積	稲作 割合	麦作 面積	大豆作 面積	農業 収入	農業 支出	うち 構成員 帰属分	営業 利益	共済・補助 金 等受取金	農業 所得	農業 専従者 1人当たり 農業所得	専従者1人 当たり 水田作 面積	うち 稲作面積 のみ	粗収益 に占める 補助金の 割合
	a	a		a	a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	ha	ha	%
10ha未満	712	607	85.3	70	26	12,947 <i>18.2</i>	17,380 <i>24.4</i>	4,503 <i>6.3</i>	△4,433 <i>△6</i>	5,117 <i>7.2</i>	5,187 <i>7.3</i>	3,390	4.7	4.0	28.3
10~20ha	1,383	1,084	78.4	105	128	23,067 <i>16.7</i>	29,720 <i>21.5</i>	7,483 <i>5.4</i>	△6,653 <i>△5</i>	7,649 <i>5.5</i>	8,479 <i>6.1</i>	4,845	7.9	6.2	24.9
20~30ha	2,482	1,689	68.1	379	338	26,599 <i>10.7</i>	36,196 <i>14.6</i>	9,232 <i>3.7</i>	△9,597 <i>△4</i>	12,552 <i>5.1</i>	12,187 <i>4.9</i>	6,033	12.3	8.4	32.1
30~50ha	3,945	2,586	65.6	614	650	43,944 <i>11.1</i>	56,186 <i>14.2</i>	15,295 <i>3.9</i>	△12,192 <i>△3</i>	18,090 <i>4.6</i>	21,193 <i>5.4</i>	7,878	14.7	9.6	29.2
50ha以上	9,056	4,786	52.9	1,598	2,258	82,821 <i>9.1</i>	114,503 <i>12.6</i>	30,786 <i>3.4</i>	△31,682 <i>△4</i>	45,034 <i>5.0</i>	44,138 <i>4.9</i>	8,881	18.2	9.6	35.2

出所：農林水産省「営農類型別経営統計（組織経営編：水田作経営）」の平成28年版による。
注：斜字体は水田10a当たりに換算した金額である。

未満層では 6ha、50ha 以上層でも 48ha 程度である。稲作面積割合は大規模層になるにしたがって低下しており、個別経営と同じように、上層にいくほど転作等への取り組みが強化されていることがわかる。

まず、農業収入をみると、10ha 未満層では 1,300 万円弱である。収入は規模が大きくなるに従って大きくなり、50ha 以上層では 8,000 万円を超えている。水田農業の分野でも、100ha を超える稲作面積の組織法人経営もあることから、全国的には農業収入が 1 億円を超える経営体も出現していることがうかがわれる。なお、この農業収入を水田作付け延べ面積で割った 10a 当たり金額に換算してみると、10ha 未満層や 10～20ha 層では 16～18 万円という高い水準にある一方で、20～30ha 層や 30～50ha 層では 11 万円前後、50ha 以上層では 9 万円台にまで低下している。これら大規模層の 10a 当たりの農業収入だけでみると、個別経営の 10～15ha 層や 15～20ha 層のそれとあまり変わらない水準にあることがわかる。

一方、農業支出をみると、10ha 未満層では 1,700 万円、20～30ha 層になると 3,000 万円を大きく超え、30～50ha 層では 5,000 万円、50ha 以上層では 1 億円を大きく上回っている。この結果、農業収入から農業支出を差し引いた営業利益はいずれの階層においても赤字であり、50ha 以上層ではその赤字額が 3,000 万円を超えている。農業支出を水田延べ面積で割った 10a 当たり農業支出は 10ha 未満層や 10～20ha 層では 20 万円を上回り、20ha～30ha 層や 30～50ha 層では 14 万円台、50ha 以上層でも 12 万円以上の水準にある。個別経営に比べても相当に高い農業支出額が、営業利益の赤字の要因であることが推定される。もっとも注意すべき点は、当該統計における「水田作経営」は「水田で作付けした稲、麦類、雑穀類、豆類、いも類、工芸作物の販売収入が、他の農業生産物販売収入と比べてっとも多い経営」と定義されていることである。10ha 未満層や 10～20ha 層などでは水田における稲作割合は高いものの、その一方で、販売収入は高いが生産費も高い野菜やその他作物などが栽培されており、一方で、50ha 以上層などでは面積当たり販売収入の低い麦類や豆類などが相当な面積で栽培されている。このような作目構成の違いが、経営全体の農業収入や農業支出の高低に大きな影響を与えていている点に注意する必要があろう。なお、営業利益の赤字額を水田作付け延べ面積当たりに換算すると、10ha 未満層では 6 万

円台、10～20ha 層では 4 万円台、20ha 以上の階層では 3 万円台となり、その金額は規模が大きくなるにしたがって低減している。

ところで、法人経理では、組織を設立して運営する構成員の給料や労務費、そして構成員に支払われる借地料や借入金の利子なども経費として計上され、農業支出に含まれている。この構成員に帰属する部分は 10ha 未満層では 450 万円であるが、規模が大きくなるにしたがって増加し、30～50ha 層で 1,500 万円、50ha 以上層では 3,000 万円を超えている。一方、平成 28 年に組織法人経営（水田作経営）が受け取った共済・補助金等受取金は、10ha 未満層で 500 万円台、20～30ha 層では 1,000 万円を超え、50ha 以上層では 4,500 万円である。

営農類型別経営統計では、農業収入に共済・補助金等を加えたものを粗収益とし、一方で、農業支出から構成員帰属分を差し引いたものを農業経営費とみなして、その差額分を農業所得として算出している。こうして計算された農業所得は、10ha 未満層では 500 万円台、10～20ha 層では 800 万円台となる。さらに 30～50ha 層では 2,000 万円を超え、50ha 以上層では 4,500 万円となっている。10ha 未満層や 10～20ha 層の農業所得は、前掲表 1 で示されている個別経営の 5～7ha 層や 10～15ha 層の農業所得に比べて高い水準にある。しかし、専従換算農業従事者（構成員ならびに雇用者を含む）1 人当たり農業所得は、個別経営では 2～3ha 層でも 500 万円を超え、20ha 以上層になると 1,000 万円を超えているのでに対して、組織法人経営では 10～20ha 層でも 500 万円に届かず、50ha 以上層でも 1,000 万円に達していない。水田面積の規模が大きいために、経営としてみた農業所得の総額は大きいものの、労働力でみた経営効率は個別経営ほど高くはないということであろう。雇用や構成員の労働力配置などに課題を抱えていることが推察される。

なお、水田作経営の専従換算農業従事者 1 人当たり水田作付け面積を計算してみると、10ha 未満層ではわずか 4.7ha であるが、大規模階層になるほどその面積は大きくなり、20～30ha 層では 10ha を超え、30～50ha 層では 15ha、50ha 以上層では 18ha となっている。大規模経営ほど専従者 1 人当たり水田耕作面積が大きくなっていることがわかる。もっとも、同じ専従者数で各階層の稻作面積のみを除した 1 人当たり稻作面積は、10ha 未満層では 4ha で、規模が大きくなるにしたがって面積も大きくなっているものの、30～50ha 層や 50ha 以上層

でも 10ha を超えるまでには至っていない。この要因の 1 つに、規模が大きくなるにしたがって転作面積が増え、その一方で、稻作面積率が低下していることがある。なお、水田作経営でも 10ha 未満層では延べ 27ha、10~20ha 層では延べ 41ha、そして 50ha 以上層でも延べ 65ha の水稻部分作業受託が行われている。これらの受託面積をも加えると、専従者 1 人当たり稻作面積は 10ha を超えるものと思われる。

最後に、粗収益に占める補助金の割合であるが、いずれの階層も 25~35% で、規模が大きくなるにしたがってその割合が高くなっている。水田作経営の補助金への依存度は全体としても高い水準にあるが、その中でも大規模層ほど高いという傾向がみられる。この点を詳しく検討するために、共済・補助金等の割合を種類別に算出して示したものが表 3 である。まず、米の所得補償交付金を前身に、25（2013）年に名称変更され、26（2014）年からは金額が半減されている米の直接支払交付金をみると、粗収益に占める割合は 2~3% で、10a 当たり定額の補助金のために当然であるが、階層による大きな違いはみられない。総額でみても 10ha 未満層では 1 経営当たり 40 万円前後、15ha を超えると 100 万円台になるが、50ha 以上層でも 350 万円前後である。

次に、水田活用の直接支払交付金は 12~18%、畑作物の直接支払交付金は 1~10% となっている。前者は飼料用米等の新規需要米や麦、大豆などの戦略作

表 3 粗収益に占める補助金の割合（平成 28 年：組織法人経営（水田作）及び個別経営（水田作））

規模階層	組織法人経営						規模 階層	個別経営		
	共済・補助金等受取金の割合 %	収入減少影響緩和+その他の補助金 %	米の直接支払交付金 %	水田活用+畑作物の交付金		うち水田活用の直接支払交付金 %	うち畑作物の直接支払交付金 %	共済・補助金等受取金の割合 %	うち稻作部門の補助金 %	その他部門の補助金 %
				うち水田活用の直接支払交付金 %	うち畑作物の直接支払交付金 %					
10ha未満	28.3	12.6	2.4	13.4	12.0	1.4	0.5~1ha	11.7	7.0	4.7
10~20ha	24.9	5.7	2.3	16.9	15.2	1.8	2~3ha	15.1	9.7	5.4
20~30ha	32.1	6.2	3.0	22.9	18.0	4.9	5~7ha	21.1	10.6	10.5
30~50ha	29.2	6.9	2.7	19.6	12.5	7.1	10~15ha	25.2	11.7	13.5
50ha以上	35.2	6.1	2.5	26.6	16.5	10.1	15~20ha	25.9	12.3	13.6
							20ha以上	43.0	12.6	30.4

出所：農林水産省「営農類型別経営統計（組織経営（水田作経営）及び個別経営（水田作経営））」の平成 28 年版による。

物の生産に支払われる補助金であり、後者は麦、大豆、そばなど畑作物の生産に支払われる補助金である。これらの直接支払交付金は、主食用米以外の水田利用の取組み度合いに応じて支払われるために、それぞれ個別の経営の状況によって異なっている。水田活用の直接支払交付金は 10ha 未満層や 30~50ha 層では 12%台であるが、20~30ha 層では 18%と高くなっている。後者の階層で新規需要米や加工用米の生産に積極的に取り組む経営が多いことを示している。一方、畑作物の直接支払交付金は 10ha 未満層や 10~20ha 層では 1%台であるが、30~50ha 層ではこれが 7%となり、50ha 以上層では 10%に達している。この交付金は水田に作付けされた麦、大豆などの畑作物に対して支払われるものであり、交付金単価は生産された作物の品質によるものの、大きくは前掲表 2 に示されている麦、大豆などの生産面積に比例している。例えば、50ha 以上層では、水田作付け述べ面積の 43%にあたる 38.5ha の麦、大豆が生産されており、これらの作付に対する直接支払交付金が 10%になるということであろう。最後に、収入減少影響緩和対策（いわゆるナラシ対策）やその他の補助金等の割合は、10ha 未満層では 12%に達しているが、その他の階層では 5~6%程度でむしろ低くなっている。これらの補助金は小規模階層に厚くなっていることがわかる。

以上のように、収入減少影響緩和対策や米の直接支払交付金、その他の補助金など、主として主食用米の生産に関わる経営支援政策の割合をみると、10ha 未満層では 15%台にあるものの、そのほかの階層では、50ha 以上層の最上層も含めて、わずか 8~9%台であり、しかもそれが増加する傾向はみられない。

個別経営（水田作経営）の統計では、組織法人経営の統計で示されているような補助金の明細は示されていない。そのため、稲作部門の「損益の状況」に示されている補助金額を個別経営（水田作経営）の稲作部門に対する補助金と見なして、その粗収益に対する割合を算出して示したものが表 3 の右の欄である。その割合は 0.5~1.0ha 層の 7%から規模が大きくなるにしたがって増えて、20ha 以上層では 12.6%となっている。正確な計算ではないものの、稲作に関連しては 7~12%程度の補助金が個別経営（水田作経営）に対して支払われているということが推察される¹⁾。前掲表 1 に示されている補助金の割合から、この稲作関連の補助金の割合を差し引くと、0.5~1.0ha 層や 2~3ha 層では 5%前

後、5～7ha層では10%台、10～15ha層および15～20ha層では13%台となり、20ha以上層では30%台となっている。こうした補助金割合の大きな開きは、これらの階層の新規需要米への取組みや、麦・大豆など戦略作物への取組みなど、食用米以外の作付け状況に大きく関係しているからである。

以上の検討結果から、近年の水田作経営においては、水田利用をめぐる様々な側面から、多様な種類の経営支援政策が準備されており、それが水田作経営の規模拡大や転作等への取組み、また経営の持続的な展開を手厚く支えている実態がうかがわれる。

3 稲作単一経営（稲作部門）の経営収支

こうした事情をさらに詳しく把握するためには、稲作部門ならびに麦作部門、大豆作部門など特定の作目に限定したうえで、その経営収支や経営支援政策の実態を詳しく検討する必要があろう。さいわい営農類型別経営統計の「組織経営」編：水田作経営の統計には、表4に示されているような、7つの統計のバージョンが公表されている。まず、水田作を行う組織法人経営の全体をまとめた「水田作経営」のバージョンがあり、この水田作経営が、稲作部門収支を把握している「稲作経営」、麦類作部門収支を把握している「麦類作経営」、白

表4 営農類型別経営統計（組織経営編：水田作経営）を構成する統計の種類

統計の種類	作成する収支	規模階層区分	集計する条件
水田作経営	経営全体	水田作作付延べ面積	当該営農類型に分類された組織
稲作経営	経営全体 稲作部門	水田作作付延べ面積 稻作作付面積（田畠計）	水田作経営のうち稲作部門収支を把握している組織
稲作1位経営	〃	〃	稲作経営のうち水田作収入の中で稲作収入が最も多い組織
稲作単一経営	〃	〃	稲作1位経営のうち稲作収入が農業生産物販売収入の80%以上を占める組織
稲作1位複合経営	〃	平均値のみ	稲作1位経営のうち稲作収入が農業生産物販売収入の80%未満の組織
麦類作経営	経営全体 麦類作部門	水田作作付延べ面積 麦類作作付面積（田畠計）	水田作経営のうち麦類作部門収支を把握している組織
白大豆作経営	経営全体 白大豆作部門	水田作作付延べ面積 白大豆作作付面積（田畠計）	水田作経営のうち白大豆作部門収支を把握している組織

出所：農林水産省「組織法人経営の営農類型別経営統計」における「調査の概要」より水田作経営の部分を抜粋。

大豆作部門収支を把握している「白大豆作経営」の3つの統計に分かれている。さらに「稻作経営」の中では、稻作収入が最も多い「稻作1位経営」のバージョンが区分され、そのバージョンがさらに、稻作収入が農業生産物販売収入の80%以上を占める「稻作単一経営」と、それが80%未満の「稻作1位複合経営」に細区分されて、それぞれの統計が作成されている。

本稿では、これらの統計のうち、稻作収入が農業生産物販売収入の80%以上を占める「稻作単一経営」の統計、ならびに麦類部門や白大豆部門の収支が把握されている「麦類作経営」、「白大豆作経営」の統計を使って、それぞれの部門ごとに経営収支の実態について検討してみよう²⁾。

まず、「稻作単一経営」の統計で示されている「稻作部門の概況及び損益の状況」によって、平成28年の経営収支の概要を示したもののが表5である。この統計での階層区分は、10ha未満層（水田作付け延べ面積の平均は9ha）から30ha以上層（同47ha）まで4階層区分となっている。各階層の稻作面積割合は、当然のことではあるが、いずれも80～90%にあり、一部に麦類や大豆の作付が行われているものの、その面積割合は少ない。

まず、稻作収入をみると、10ha未満層で900万円台、30ha以上層で5700万円台である。前掲表2の「水田作経営」の農業収入に比べると、他の作物の販

表5 稻作単一経営（稻作部門）の経営収支（平成28年：水田作付面積規模別）

規模階層	水田 作付け 面積	稻作 面積		水稻 单収	麦作 面積	大豆作 面積	稻作 収入	稻作 支出	うち 構成員 帰属分	営業 利益	共済・ 補助金 等受取 金	稻作 所得	構成員 (専従換算) 1人当たり 稻作所得	専従者 1人当たり 稻作面積	粗収益に 占める 補助金 の割合
		a	a	%	kg/10a	a	a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	ha	%
10ha未満	896	745	83.2	487	91	45	9,090	11,401	2,916	-2,311	2,352	2,957	3,479	7.5	20.6
10～20ha	1,486	1,340	90.2	497	52	80	16,276	19,312	5,250	-3,036	2,711	4,925	3,940	7.3	14.3
20～30ha	2,662	2,379	89.4	549	46	181	28,225	29,914	8,370	-1,689	4,726	11,407	6,408	9.7	14.3
30ha以上	5,532	4,735	85.4	534	188	356	57,479	60,199	19,176	-2,720	10,194	26,650	10,660	11.6	15.1

出所：農林水産省「営農類型別経営統計（組織経営編：稻作単一経営）」の平成28年版による。
注：斜字体は水田10a当たりに換算した金額である。

売分だけ少なくなっていることがわかる。また、稻作の単収は 10ha 未満層が最も低く、20～30ha 層が最も高いが、稻作収入を稻作面積で除した 10a 当たり稻作収入を計算してみると、どの階層もおおよそ 12 万円前後で大きな違いはみられない。むしろ 10ha 未満層がもっとも高く、20～30ha 層が最も低くなっている。一方、稻作支出をみると、10ha 未満層では 1,000 万円を超える、30ha 以上層になると 6,000 万円を超えていている。そのため、営業利益はいずれの階層においても赤字である。

営業利益が赤字であるということは、稻作経営としての自立性と継続性の面から赤信号が出ているということではあるが、経営責任者としての構成員の取り分（構成員帰属分）から、この赤字分を差し引いた金額（稻作所得）を計算すると、いずれの階層も黒字であることがわかる。その金額は 10ha 未満層ではわずか 60 万円余、10～20ha 層でも 200 万円を超える程度であるが、20～30ha 層では 700 万円近くとなり、30ha 以上層では 1600 万円を超えていている。これらの経営における専従換算構成員（雇用者を除く稻作従事者）の数は、10ha 未満層では 0.85 人、10～20ha 層で 1.25 人、20～30ha 層で 1.78 人、30ha 以上層で 2.50 人であるから、専従構成員 1 人当たり稻作所得は、10ha 未満層で 71 万 2 千円、10～20ha 層で 177 万 1 千円、20～30ha 層で 375 万 3 千円、30ha 以上層では 658 万 2 千円となる。10ha 未満層や 10～20ha 層では、稻作経営を自立的かつ継続的に維持できる水準には及ばない状況にあることが推察されるが、20～30ha 層ではかろうじて、そして 30ha 以上層ではそれなりに、経営を維持できる水準にあるのではないだろうか。また、これらの数字は、現状において稻作経営の自立した展開と持続性を確保するためには、少なくとも 30ha 以上をめざした規模拡大が必要であるということをも示唆している。

なお、稻作支出のうち、構成員帰属分を除いた金額（個別経営の経営費に相当）を算出し、それを稻作 10a 当たりに換算すると、10ha 未満層では 11 万 4 千円、10～20ha 層では 10 万 5 千円、20～30ha 層では 9 万 1 千円、30ha 以上層では 8 万 7 千円となる。前掲表 1 の個別経営では 15～20ha 層では 3 割、20ha 以上層では 5 割の麦・大豆作が行われているために、その割合が 1 割弱の稻作単一経営とは直接的な比較は難しいものの、20～30ha 層や 30ha 以上層の 10a 当たり稻作支出（構成員帰属分を除く）は、個別経営のそれと比べてみてもそ

れほど違いはなく、むしろ 30ha 以上層では低くなっていることがわかる。

稻作单一経営におけるこの年の共済・補助金等受取額は、10ha 未満層や 10~20ha 層では 200 万円台、20~30ha 層で 400 万円台、30ha 以上層で 1,000 万円台である。これらの補助金の粗収益に占める割合は 10ha 未満層では 20% 台にあるが、その他の階層はいずれも 14~15% である。後に詳しく検討するように、この割合が一時 20~30% に達する年もあったが、米の直接支払交付金が半減された平成 26 (2014) 年以降は、10ha 未満層を除けば、年による変動はあるものの、およそ 15% 前後で推移している。

こうした各種補助金をも算入した稻作所得（当期利益に構成員帰属分を加えたもの）は、表にみられるように 10ha 未満層では 300 万円弱、10~20ha 層で 500 万円弱、20~30ha 層になると 1,100 万円台、30ha 以上層では 2600 万円台となっている。この金額を専従換算構成員（雇用者を除く稻作従事者のみ）1 人当たりに換算した稻作所得は、10ha 未満層で 350 万円、10~20ha 層で 400 万円弱、20~30ha 層で 640 万円、30ha 以上層では 1,000 万円となる。稻作経営に対する共済・補助金等を加えた経営の所得を、先述したわが国の給与所得者の平均年収 414 万 2 千円と比べると、10ha 未満層や 10~20ha 層ではやや下回るもの、20~30ha 層や 30ha 以上層の経営ではその水準を大きく上回っていることがわかる。

株式会社の形態も含めて、組織法人経営の多くは集落営農法人であり、地域の多くの構成員が様々な形で参画して営農が行われている。したがって、専従換算構成員 1 人当たり金額を計算しても、実際には多くの構成員に給料や労務費、出役に応じた従事分量配当などとして支払われるために、1 人で多額の報酬を受け取っているわけではない。こうした事情を勘案すれば、組織法人経営の持続性を経済面から支えている各種の共済・補助金など経営所得安定対策が果たしている役割はきわめて大きいと言えよう。とくに 10ha 未満層などは、こうした経営支援政策の支えなしには、組織の設立はおろか経営そのものが存続しえない厳しい状況のもとにあることがわかる。その一方で、生産性の違いはさほど大きくはない中でも、水田の規模を拡大することが、構成員の所得の増加につながり、組織法人経営の持続性と安定性を高めることにもつながるということをこれらのデータは物語っている。20 世紀末から今日まで、全国で急激

表6 組織経営（稻作単一経営：稻作部門）の補助金割合の推移
(平成19年～28年)

共済・補助金等の種類	年 次		I期	II期	III期	10ヶ年平均
	相対取引価格	単位 円／60kg	平成19～21年 14593	平成22～25年 14692	平成26～28年 13149	
共済・減少影響緩和対策及びその他補助金	10ha未満	%	16.9	12.2	13.6	14.0
	10～20ha	%	11.9	5.1	9.6	8.5
	20～30ha	%	9.3	4.6	7.1	6.8
	30ha以上	%	9.3	3.9	7.6	6.6
米の直接支払交付金	10ha未満	%		12.3	5.3	9.3
	10～20ha	%		12.5	5.6	9.5
	20～30ha	%		10.5	4.8	8.0
	30ha以上	%		10.8	4.7	8.2
水田活用の直接支払交付金	10ha未満	%		1.8	2.2	1.9
	10～20ha	%		0.5	1.1	0.8
	20～30ha	%		1.4	3.6	2.4
	30ha以上	%		0.8	1.5	1.1
共済・補助金等の合計	10ha未満	%	16.8	26.2	21.1	21.9
	10～20ha	%	11.9	18.1	16.2	15.7
	20～30ha	%	9.3	16.1	15.5	13.9
	30ha以上	%	9.3	15.4	13.8	13.1

出所：表5と同じ。

注：粗収益に占める各種補助金の割合である。

ともいえる水田作経営の大規模化が進んでいるが、こうした大規模化の裏には、このような農業所得の安定的確保の目的があったことがわかる。

なお、専従換算稻作従事者（構成員及び雇用者を含む）1人当たり稻作面積を計算して示したものが表5の最右欄の数字である。10ha未満層や10～20ha層では7ha台であるが、20～30ha層で9.7ha、30ha以上層で11.6haとなっている。専従者1人当たり稻作面積は10haが限界であると言われているが、これらの数字はそうした指摘を覆すほどの違いではない。しかし、稻作単一経営でも10ha未満層で延べ31ha、10～20ha層で延べ55ha、20～30ha層で延べ18ha、30ha以上層で延べ29haの水稻部分作業受託が行われていることから、これらをも含めると、専従者1人当たり稻作面積は、どの階層でもさらに2～5ha程度は増えるものと思われる。

さて、これまでの稻作経営に対する経営支援政策の推移をみるために、平成19（2007）年から28（2016）年まで10年間における、稻作単一経営の稻作部門に対する補助金の割合を算出して示したものが表6である。周知のように水田農業を対象にした経営所得安定対策が平成19（2007）年に始まり、平成22（2010）年の戸別所得補償モデル事業を経て、翌年からはその本格実施が始ま

る。一方、転作関連の事業としては、産地づくり助成や生産条件不利補正対策、そして平成 22（2010）年の水田利活用自給力向上事業の交付金を経て、平成 23（2011）年から 24 年までは水田活用の所得補償交付金、25（2013）年からは水田活用の直接支払交付金がスタートする。また、畑作物の所得補償交付金を経て、畑作物の直接支払交付金も併せて始められている。25（2013）年には戸別所得補償事業が米の直接支払交付金に名称変更となり、26（2014）年からはその支給額が 10a 当たり 7,500 円に半減されている。このように、過去 10 年間だけをみても様々に変わる政策転換によって、補助金の種類も支払い額もめまぐるしく変更されてきた。このため、稲作部門に対する補助金の割合も年ごとに変動している。また、作況に応じた共済支払金や価格変動に対応した収入減少影響緩和対策（いわゆるナラシ対策）なども補助金額の変動要因となっている。

表の最下欄に稲作部門に対する共済・補助金等の合計割合を示しているが、まず平成 19（2007）年から 21（2009）年までの 3 年間をみると、10ha 未満層では 16.9% であるのに対して、割合は上層にいくにつれて低下し、30ha 以上層では 9.3% になっている。この期間は、20～30ha 層や 30ha 以上層では 10% を下回る補助金割合であったことがわかる。

次に、米戸別所得補償モデル事業が始まる平成 22（2010）年から 25（2013）年までの 4 年間をみると、補助金割合は 10ha 未満層では 20% 台に上昇し、他の階層でも 15～18% にまで上昇している。平成 22 年の米価急落に対して米価変動補填交付金が支払われるなど経営支援政策が強化されたこと、また、米戸別所得補償などが新たに導入されたことなどによる結果であり、10ha 未満層では 22（2010）年には 29.8%、23（2011）年には 31.3% へと大きく上昇している。10～20ha 層や 20～30ha 層でも平成 23（2011）年には 20% 台を超え、30ha 以上層でも 22（2010）年に 19.4% となり、過去 10 年間では最も高い水準になっている。こうした数値の上昇をめぐっては様々な議論があり、生産性の向上がみられないもので、稲作経営の補助金依存を益々高めてきたという評価もある。しかし、その一方で、予期せぬ米価の急落などに対して、とくに 10ha 未満層など小規模経営層の経営破綻を救ってきたという見方もできるのではないだろうか。

続いて、米の直接支払交付金が半減され、その一方で水田活用の直接支払交

付金などが強化された平成 26（2014）年から 28（2016）年までの 3 年間をみると、補助金の割合は 10ha 未満層では 20% 台にあるものの、そのほかの階層では 14～16% に低下している。26（2014）年および 27（2015）年と続く米価の低落もあって、10ha 未満層の割合は 27（2015）年に 25% にまで上昇し、10～20ha 層や 20～30ha 層でも 18% に上昇しているが、米価が回復基調にある 28（2016）年にはいずれの階層の割合も低下する傾向をみせている。

平成 26（2014）年から 27（2015）年にかけた米価の下落により、収入減少影響緩和対策やその他補助金が平均して 3% ほど増えており、また、飼料用米等の新規需要米などへの転換が進んだことにより、水田活用の直接支払交付金が新たに 1～2% 程度増えている。しかし、この時期における補助金割合の低下の要因には、米の直接支払交付金が半減されたことがある。

最右欄には平成 19（2007）年から 28（2016）年まで 10 年間の平均補助金割合を示している。10ha 未満層では 20% 台にあるが、10～20ha 層では 16%、20～30ha 層では 14%、30ha 以上層では 13% となっており、上層にいくほどその割合が低下していることがわかる。

4 稲作単一経営（稲作部門）が生み出した付加価値額

平成 19（2007）年から 28（2016）年まで 10 年間における米の平均相対価格は 14,200 円／60kg 玄米であった。米価は年によってマイナスに 10%（平成 22 年）や 16%（平成 26 年）、そしてプラスに 16%（平成 24 年）ほど振れながら、全体としては僅かながら低下する傾向をみせている。こうした市場条件のもとにおいて、稲作単一経営はどのような経営成果を生み出して来たのであろうか。こうした点を確認するために、平成 19（2007）年から 28（2016）年まで 10 年間について、稲作経営が生み出して来た付加価値額を算出して示したものが表 7 である。

なお、ここでは付加価値額を下記のような数式で算出している（この中には減価償却費を含めていない）。

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} = & \text{当期利益} + \text{構成員帰属分} + \text{支払い給料} + \text{支払い労務費} \\ & + \text{支払い地代} + \text{支払い負債利子} \end{aligned}$$

表7 組織経営（稻作単一経営：稻作部門）の規模別にみた付加価値額の推移（平成19年～28年）

規模階層	時期区分	単位	I期	II期	III期	10ヶ年平均
			平成19～21年	平成22～25年	平成26～28年	
	米の相対取引価格	円／60kg	14,593	14,692	13,149	14,200
10ha未満	付加価値額 A（補助金なし）	千円	1,630	1,337	715	1,238
	同上 農業専従者1人当たり	千円	1,757	1,383	703	1,291
	付加価値額 B（補助金を含む）	千円	2,405	4,233	2,976	3,607
	同上 農業専従者1人当たり	千円	3,655	4,554	2,850	3,465
10～20ha	付加価値額 A（補助金なし）	千円	7,388	5,639	3,487	5,518
	同上 農業専従者1人当たり	千円	4,915	3,651	2,054	3,371
	付加価値額 B（補助金を含む）	千円	10,128	9,121	6,365	8,597
	同上 農業専従者1人当たり	千円	5,915	5,168	2,730	4,961
20～30ha	付加価値額 A（補助金なし）	千円	12,951	15,653	9,229	12,916
	同上 農業専従者1人当たり	千円	5,383	5,970	3,770	5,184
	付加価値額 B（補助金を含む）	千円	15,867	22,339	14,149	17,941
	同上 農業専従者1人当たり	千円	6,584	8,614	5,788	7,157
30ha以上	付加価値額 A（補助金なし）	千円	18,265	18,687	19,436	16,785
	同上 農業専従者1人当たり	千円	4,486	4,473	4,673	4,537
	付加価値額 B（補助金を含む）	千円	23,426	28,068	27,957	26,643
	同上 農業専従者1人当たり	千円	5,747	6,708	6,722	6,428

出所：農林水産省「営農類型別経営統計（組織経営編：稻作単一経営）」の各年次版による。

注：1) 付加価値額 A（補助金なし）は稻作部門の営業利益、構成員帰属分、支払労務費、支払地代、支払給料、支払負債利子の合計額であり、付加価値額 B（補助金を含む）は、この付加価値額 Aに稻作部門の共済・補助金等受取額を加えたものである。

2) 農業専従者数は専従換算稻作従事者数であり、本表ではこの中には構成員と雇用者が含まれている。

また、参考のために、粗収益に含まれている共済・補助金等受取額を除いた付加価値額をまず計算して示した。表の付加価値額Aは共済・補助金等を含まない場合の付加価値額であり、付加価値額Bは共済・補助金等を含めた場合の付加価値額である。それぞれの上段にはその総額を、下段には生産性をみるために専従換算稻作従事者（構成員および雇用者含む）1人当たり付加価値額を示した。

まず、10ha未満層をみると、付加価値額Aの10年間の平均額は123万8千円であり、米価が高かった平成24（2012）年などでは200万円を超えている。しかし、米価が下落した平成22（2010）年や26（2014）年、27（2015）年などでは30～50万円のレベルにまで落ちている。米価の変動が経営の付加価値額に大きな影響を与えることがわかる。また、稻作専従者1人当たり付加価値

額の平均は 129 万 1 千円で、この額も米価の変動に応じて上下している。しかし、付加価値額の総額も 1 人当たり金額もこの 10 年間に上昇する傾向はまったくみられない。平成 19 (2007) 年から 21 (2009) 年まで 3 年間（I 期）の付加価値額 A の平均は 163 万 0 千円、そして 22 (2010) 年から 25 (2013) 年まで 4 年間（II 期）の平均は 133 万 7 千円、26 (2014) 年から 28 (2016) 年まで 3 年間（III 期）の平均は 71 万 5 千円というように、むしろこの階層の付加価値額は半分以下にまで低下しているのである。

一方、共済・補助金等を含む付加価値額 B の動きをみると、10 年間の平均は総額で 360 万 7 千円、稲作専従者 1 人当たりでは 346 万 5 千円である。先の付加価値額 A に比べて両者ともに 3 倍近い金額になっている。共済・補助金などによる各種の経営支援政策が、10ha 未満層の経営の存続を大きく支えてきたことがうかがわれる。しかも、米戸別所得補償モデル事業がスタートした 22 (2010) 年から 25 (2013) 年まで 4 年間の平均額は 420 万円を超える金額となっており、この期間の経営所得安定対策が下位階層の存続に大きな効果を生み出していたことがわかる。

次に、10～20ha 層では、付加価値額 A の平均は 551 万 8 千円、稲作専従者 1 人当たりでは 337 万 1 千円である。この階層の稲作面積は 10ha 未満層のそれに比べると 2 倍であるが、付加価値額 A は 10ha 未満層のそれに比べて総額で 4.5 倍、稲作専従者 1 人当たりで 2.6 倍ほど高くなっている。しかし、I 期から III 期にかけた付加価値額の動きは、10ha 未満層と同じように一貫して減少する傾向にある。しかし、減少割合は 10ha 未満層に比べるとやや緩やかになっている。

付加価値額 B の動きも同じであるが、10ha 未満層に比べて、総額は 2.4 倍、稲作専従者 1 人当たり金額も 1.4 倍程度である。同じ経営所得安定対策のもとで、当該階層ではその効果がやや薄くなっているようにもみられるが、その理由は定かではない。この階層は I 期には 1,000 万円を超える付加価値額を上げ、稲作専従者 1 人当たりでも 600 万円近い金額を達成していた。しかし、このわずか 10 年の間に、両者とも 6 割ていどの付加価値額へと落ち込んでいる。米価の傾向的低下もあって、この階層でも稲作経営がきわめて厳しくなっていることがわかる。とくに II 期から III 期にかけた落ち込みが激しく、米の直接支払交付金の半減など政策変更もあり、現行の経営所得安定対策では、これら 10ha

未満層や 10～20ha 層の経営危機を十分には支えきれなくなっている状況にあることがわかる。

続いて 20～30ha 層では、10 年間の付加価値額Aの平均は 1,291 万 6 千円、稻作専従者 1 人当たり金額は 513 万 4 千円である。先の階層に比べると稻作面積では 1.7 倍の規模であるが、付加価値額の総額では 2.3 倍になっている。しかし、稻作専従者 1 人当たり金額は 1.5 倍で、むしろ労働力からみた生産性の点では倍率が低下している。

時期別に付加価値額の動きをみると、I 期から II 期にかけては総額で 21%、稻作専従者 1 人当たりでは 11%ほど増加した後、II 期から III 期にかけては前者で 41%、後者で 37%と大きく落ち込んでいる。II 期においては、付加価値額A は総額で 2,000 万円近くとなり、稻作専従者 1 人当たり金額も 700 万円を超える年もあった。それが III 期になると 1,000 万円を切り、稻作専従者 1 人当たり金額も 400 万円を割り込んでいる。I 期から II 期までは順調に経営を伸ばし、稻作の中心を担ってきたこの階層が、III 期に至るとなぜこのような厳しい経営事情にまで落ち込んでしまったのか。この点については、販売管理や個々の費用の検討、あるいは調査対象経営の変更等まで含めた検討が必要とされるが、いまのところその理由は定かではない。

付加価値額Bについては、同じような傾向がみられるものの、総額については I 期から II 期にかけては 41%という大きな伸びを示した後、II 期から III 期にかけては、逆に 58%も大幅に減少するという激しい動きとなっている。稻作専従者 1 人当たり金額についても、I 期から II 期にかけた 31%の増加、II 期から III 期にかけた 33%の減少という、総額ほどではないものの大きな動きがみられる。

この階層の 10 年間における付加価値額Aと付加価値額Bとの開きは 1.4 倍である。言いかえれば、共済・補助金等による付加価値額の向上効果は、20～30ha 層では 4 割ほどとも言うことができよう。このような付加価値額Aと Bとの違いは、後述する 30ha 以上層でも 1.4 倍あり、先の 10～20ha 層では 1.6 倍、10ha 未満層では実に 3.0 倍になっている。小規模階層ほどその開きが大きくなっていることから、共済・補助金等による経営所得安定対策の効果は、小規模経営ほど大きいと言えるのではないだろうか。

最後に、30ha 以上層では、付加価値額Aの平均は 1,878 万 5 千円、稻作専従者 1 人当たり金額は 453 万 7 千円である。20～30ha 層に比べると稻作面積（平均 44.42ha）では 1.8 倍の開きがあるが、付加価値額の総額では 1.4 倍程度の開きとなり、稻作専従者 1 人当たりの金額ではむしろ 12%ほど低くなっている。10 年間の平均をみる限り、30ha 以上層の生産性は 20～30ha 層に比べるとやや低いレベルにあったことがわかる。しかし、この階層は、I 期から II 期にかけては総額ならびに稻作専従者 1 人当たり金額ともにほぼ同額で推移し、II 期から III 期にかけては両者ともに 4%程度の増加となっている。他の階層では II 期から III 期にかけては軒並み減少しているのに対して、この階層だけが増加している。しかも、注目されるのは、労働力からみた生産性の面では、I 期や II 期では 20～30ha 層よりも低い水準で推移していたものが、III 期に至るとトップの座に躍り出ていることである。とくに平成 28（2016）年の付加価値額A の総額は、これまでの最高を記録した 24（2012）年の水準にせまる勢いを示している。

共済・補助金等を含めた付加価値額B の動きも同じ傾向をみせており、28（2016）年は総額でも稻作専従者 1 人当たりでも最高の数値となっている。しかし、28（2016）年にみられるこの階層の突出した動きが、これから継続してみられるのかどうか、これから数年の動きをみていく必要があろう。

5 稲作単一経営（稻作部門）の稻作所得をめぐって

以上のような付加価値額を上げていても、共済・補助金等の受取額を除いた稻作単一経営の営業利益は、いずれの階層においても、この 10 年間にわたり軒並み赤字であった。周知のように、法人経営ではその運営を担う役員や出資者等の給与や労務費、支払い地代、支払利子等が必要経費として計上されており、社会的通念のもとで予め決められたこうした必要経費を差し引いた上で、なお利潤を生み出すことが経営の第一義的な目的となっていることもある。このような視点からみれば、いずれの階層の稻作経営も、その自立と存続には赤信号がついているということである。そのため、多くの稻作経営の維持・存続のためには、経営所得安定対策等の経営支援政策が不可欠な条件となるということである。

こうした基本的な視点をふまえた上で、それではどの程度の赤字となってお

り、もし法人運営の責任者としてこの赤字を補てんした場合、構成員の手元にはどのくらいの所得が実際には残るのだろうか。また、その額は個別経営の農業所得と比較するとどれほどであるのだろうか。この点をみるために、稻作単一経営の稻作所得を計算して示したものが表8である。稻作所得は、先述したように、稻作支出から構成員帰属分を差し引いた金額を稻作経営費とみて、稻作収入からこの稻作経営費を差し引いた金額である。これは営業利益と構成員帰属分の合計額（赤字の場合は相殺した金額）とも一致する。稻作単一経営の統計においては、稻作収入と共に・補助金等受取額を合計した粗収益からこの稻作経営費を差し引いた額が算出され、稻作所得として掲載されている³⁾。表では、このような共済・補助金等の種類を分けたうえで、それらの無い場合（I）や各種の補助金を加算した場合（II～IV）の稻作所得の違いを算出して階層別に示した。

まず、10ha未満層では、10年間にわたる営業利益の赤字額の平均は246万9千円であり、一方、構成員帰属分の平均は305万7千円であった。この両者を加算する（赤字額を相殺する）と、その差額は58万8千円となる。この差額が構成員が実際に手にすることのできる稻作所得である⁴⁾。この構成員所得Iはわずか60万円弱で、専従者（専従換算構成員）1人当たり所得は72万6千円となる。しかし、米価が下落した平成22（2010）年や27（2015）年には、こうした構成員の稻作所得も赤字になっており、水田の立地条件や集落の規模など制約の多い小規模な稻作単一経営では、単独で自立した経営は難しいという厳しい現実を、ここでもみることができる。

次の段に示されている構成員所得IIは、収入減少影響緩和対策および他の補助金など、共済・補助金等の総受取額から米の直接支払交付金と水田活用の直接支払交付金を除いた、残りの補助金をえたものである。10年間の収入減少影響緩和対策およびその他補助金等の受取額の平均は180万7千円、構成員所得IIは239万5千円である。専従者1人当たり所得は295万7千円となり、ここでようやく300万円近い所得となる。

さらに米の直接支払交付金をえた構成員所得IIIを算出すると、その平均額は310万1千円となり、専従者1人当たり所得は382万8千円となる。なお、この交付金の平均受取額は、1経営当たり100万9千円であった。

表8 稲作部門の規模別にみた稲作所得の推移（平成19年～28年）

稲作面積 規模区分	時期区分	I期		II期		III期		全期間 (10年) 平均	専従換算構 成員1人当 たり平均所 得		
		平成19～21年		平成22～25年		平成26～28年					
		米の相対取引価格 円／60kg	14593	14692	13149	14200					
10ha未満 (平均7.6ha)	営業利益	B 千円	△1953	△2276	△3243	△2469	(0.81人)				
	構成員帰属分	C 千円	3026	2921	3270	3057	3774				
	構成員所得 I (B+C)	D 千円	1073	644	27	588	726				
	収入減少影響緩和交付金及びその他	E 千円	2610	1353	1608	1807					
	補助金含む構成員所得 II (D+E)	F 千円	3684	1998	1635	2395	2957				
	米の直接支払い交付金	G 千円		350	555	1009					
	補助金含む構成員所得 III (F+G)	H 千円	3684	3348	2190	3101	3828				
	水田活用の直接支払い交付金	I 千円		192	98	152					
	補助金含む構成員所得 IV (H+I)	J 千円	3684	3540	2287	3208	3960				
	営業利益	B 千円	△1967	△1081	△3310	△2015	(1.18人)				
10ha～20ha (平均14.1ha)	構成員帰属分	C 千円	6425	5103	4747	5393	4773				
	構成員所得 I (B+C)	D 千円	4459	4022	1437	3378	2989				
	収入減少影響緩和交付金及びその他	E 千円	3206	983	1700	1865					
	補助金含む構成員所得 II (D+E)	F 千円	7665	5004	3137	5242	4639				
	米の直接支払い交付金	G 千円		2407	977	1794					
20ha～30ha (平均24.6ha)	補助金含む構成員所得 III (F+G)	H 千円	7665	7411	4114	6498	5750				
	水田活用の直接支払い交付金	I 千円		98	201	139					
	補助金含む構成員所得 IV (H+I)	J 千円	7665	7504	4315	6596	5831				
	営業利益	B 千円	△400	△1056	△4216	△1807	(1.80人)				
	構成員帰属分	C 千円	9307	7061	9570	9946	5525				
30ha以上 (平均44.4ha)	構成員所得 I (B+C)	D 千円	8907	9659	5354	8139	4522				
	収入減少影響緩和交付金及びその他	E 千円	4259	1759	2264	2661					
	補助金含む構成員所得 II (D+E)	F 千円	13166	11410	7619	10800	6000				
	米の直接支払い交付金	G 千円		4338	1508	3126					
	補助金含む構成員所得 III (F+G)	H 千円	13166	15749	9127	12988	7216				
	水田活用の直接支払い交付金	I 千円		589	1148	828					
	補助金含む構成員所得 IV (H+I)	J 千円	13166	16335	10275	13567	7537				
	営業利益	B 千円	△4060	△5669	△4841	△4938	(2.47人)				
	構成員帰属分	C 千円	14764	16601	15506	15721	6365				
	構成員所得 I (B+C)	D 千円	10713	10932	10667	10787	4367				
	収入減少影響緩和交付金及びその他	E 千円	8260	2331	4761	4839					
	補助金含む構成員所得 II (D+E)	F 千円	18975	13263	15428	15625	6326				
	米の直接支払い交付金	G 千円		6586	2850	4984					
	補助金含む構成員所得 III (F+G)	H 千円	18975	19848	18281	19115	7739				
	水田活用の直接支払い交付金	I 千円		466	910	656					
	補助金含む構成員所得 IV (H+I)	J 千円	18975	20314	19187	19574	7925				

出所：農林水産省「営農類型別経営調査」（稲作単一経営：稲作部門）の各年次版による。

注：平成19年～21年は収入減少影響緩和交付金及びその他の補助金の項に制度受取金等の金額を一括して示した。また、構成員所得のII、III、IVはいずれも制度受取金等を加算した金額である。

統いてこの所得に、水田活用の直接支払交付金を加えた構成員所得IVは320万8千円となり、専従者1人当たり所得は396万円となる。この階層では麦・大豆などの転作作物、ならびに新規需要米などの作付面積が少ないこともあり、水田活用の直接支払交付金の平均額はわずか15万2千円である。とはいっても、こうした各種の補助金の積み上げによって、専従者1人当たり所得は400万円近くになり、先述した給与所得者の年間平均所得（414万円）に近い水準にまで達していることがわかる。

こうした動きを時期別にみると、この階層ではI期からII期、またII期から

Ⅲ期にかけて一貫して構成員所得が減少している。特にⅡ期からⅢ期にかけての構成員所得Ⅰは実に96%という大幅な落ち込みをみせており、この階層が補助金削減や米価低落の影響を大きく受けていることがうかがわれる。また、すべての共済・補助金等を加えた構成員所得Ⅳも35%ほど減少している。所得Ⅰと所得Ⅳの減少率の差は、経営所得安定対策等によって影響が緩和された結果であるとみることもできるが、しかし、米の直接支払交付金の半減などのために、Ⅲ期にいたると十分には支え切れなくなっている現状も読み取ることができる。

次に、10～20haの階層であるが、構成員所得Ⅰは平均して337万8千円、専従者1人当たり所得は298万9千円である。平均給与所得400万円には達しておらず、この階層も単独での継続的な経営は難しい状況にあるといえる。しかし、これに収入減少影響緩和対策およびその他の補助金を加えた構成員所得Ⅱを算出すると、その平均は524万2千円、専従者1人当たり所得は463万9千円となり、両者ともに400万円を超えている。これに米の直接支払交付金を加えた構成員所得Ⅲは649万8千円、構成員1人当たり所得は575万円となり、さらに水田活用の直接支払交付金を加えた構成員所得Ⅳは平均して659万6千円、専従者1人当たり所得は583万1千円となっている。この階層においても、かつては700～800万円の構成員所得Ⅳが確保されていたが、米の直接支払交付金が半減され、米価の低落などもあった平成26(2014)年以降は、400万円台にまで落ち込んでいる。これら10ha未満層や10～20ha層の経営が、交付金の半減や米価の下落などのダブルパンチを受けて、厳しい経営条件に直面していることがわかる。

I期からⅢ期にかけた時期別の構成員所得の動きをみると、10ha未満層と同じように、I期からⅢ期にかけて一貫して減少する傾向にある。とくにⅡ期からⅢ期にかけた構成員所得Ⅰは64%の減少となっており、Ⅲ期の専従者1人当たり所得は127万2千円という低い水準にまで落ち込んでいる。また、共済・補助金等を含めた構成員所得Ⅳも同じように減少しており、Ⅱ期からⅢ期にかけた減少率は43%と高い値を示し、専従者1人当たり所得は382万円となり、400万円に満たない水準にまで低下している。

続いて、20～30ha層であるが、経営の自立的な展開可能性の目安となる構成

員所得Ⅰは、平均して813万9千円であり、専従者1人当たり所得は452万2千円である。この規模階層にいたって、ようやく専従者1人当たり所得が400万円を超える水準に達している。もっとも、これは農業従事者の賃金レベルの話であって、経営者報酬というレベルでみればやはり不十分な金額ということになろう。これに収入減少影響緩和対策およびその他補助金を加えた構成員所得Ⅱは1,080万円、専従者1人当たり所得は600万円となる。さらに米の直接支払交付金を加えた構成員所得Ⅲは1,298万円、専従者1人当たり所得は721万6千円、水田活用の直接支払交付金を加えた構成員所得Ⅳは1,356万7千円、専従者1人当たり所得は753万7千円となる。しかし、構成員所得や専従者1人当たり所得は、この間の最高額である平成24（2012）年の2,060万円、1人当たり1,100万円に比べると、それ以降は年々低下する傾向がみられる。例えば、構成員所得が高い水準にあった平成22（2010）年から25（2013）年までの平均1,600万円に比べると、26（2014）年以降の3年間は平均1,030万円となり、4割近く減少している。

I期からIII期にかけた構成員所得の動きをみると、この階層ではI期からII期にかけては増加し、II期からIII期にかけては減少するという動きをみせている。構成員所得ⅠはI期の平均890万7千円からII期の平均965万9千円へと増加した。平成24（012）年には営業利益も234万6千円の黒字となり、構成員所得Ⅰも2年連続で1,000万円を超えている。しかし、III期になると平均535万4千円にまで実に45%の大幅な下落となり、27（2015）年にはこの10年間の中で最低の所得となっている。この階層の米の販売価格が平成26、27年と連續して12,000円／60kg台に落ち込み、28年においてもなお13,000円台を超えたところにまでしか回復していないことが、この大きな要因であると考えられる⁵⁾。

一方、全ての共済・補助金等を加えた構成員所得Ⅳの動きも、I期からII期にかけては増加、II期からIII期にかけては減少となっているが、III期の減少率は構成員所得Ⅰの減少率に比べると緩やかになっている。また、平成28（2016）年には構成員所得Ⅳは1,000万円を超え、専従者1人当たり所得も600万円台を超えるなど、回復する兆しありみせている。

最後に、30ha以上層であるが、平均した構成員所得Ⅰは1,078万7千円、専

従者 1 人当たり所得は 436 万 7 千円である。所得の総額では 20~30ha 層を超えており、専従者 1 人当たりではむしろ低くなっている。また、給与所得者の年間所得の水準は超えているものの、経営の運営者としてみた場合には、やはり十分な所得とは言い難い。とはいえ、年次別には米の販売価格が 15,000 円を超えた平成 24 (2012) 年には 1 人当たり 700 万円近くに達し、20 (2008) 年、21 (2009) 年、23 (2011) 年などでも 600 万円近い所得が確保されている。しかも、米販売価格が 14,000 円未満にあった 28 (2016) 年においても、総額で 1,600 万円、1 人当たりで 670 万円の所得が達成されている点も注目される。

この所得 I に収入減少影響緩和対策やその他補助金等を加えた構成員所得 II は総額で 1,562 万 5 千万円、専従者 1 人当たり所得は 632 万 6 千円である。さらに米の直接支払交付金を加えた構成員所得 III は総額で 1,911 万 5 千万円、専従者 1 人当たり所得は 773 万 9 千円、水田活用の直接支払交付金を加えた構成員所得 IV は総額で 1,957 万 4 千円、専従者 1 人当たり所得は 792 万 5 千円となっている。この階層にいたると、経営自立の目安となる構成員所得 I でも、とりあえず給与所得者のみの所得が確保されており、また、様々な経営支援政策に支えられた構成員所得 IV では総額で 2,000 万円近くが確保され、専従者 1 人当たりでは 800 万円近い所得が達成されていることがわかる。

時期別の構成員所得の動きをみると、所得 I ならびに所得 IV ともに、I 期から II 期にかけては微増、II 期から III 期にかけては微減となっており、他の階層に比べると II 期から III 期にかけた減少率がきわめて小さい点が注目される。この 1 つの要因として考えられるのは、米価が全国で下落した平成 26 (2014) 年にも米の販売価格が 14,000 円台半ばにあり、その後も大きくは落ち込んでいない点である。この階層の多くの経営が、消費者や特定業者等への直接販売など、自らの販売努力を通じて米価の低落を防いだためであることが考えられる。

以上、平成 19 (2007) 年より 28 (2016) 年まで 10 年間の「稻作単一経営」の稻作部門における稻作所得の推移をみてきた。この間の動きは、10ha 未満層や 10~20ha 層では一貫して所得が減少する傾向をみせている。とくに 10ha 未満層における減少割合が大きく、III 期の構成員所得 I はほぼゼロに近い水準にまで落ち込んでいる。また、稻作に対する各種の経営所得安定対策のもとにおいても専従者 1 人当たり所得は 300 万円を切り、稻作経営の存続に赤信号がつ

いている。10～20ha層においても構成員所得Ⅰはかつての3割、所得Ⅳでも6割の水準を切るまでに落ち込むなど、大幅な稻作所得の減少がみられる。平成28（2016）年の専従者1人当たり所得はからうじて400万円を超えているものの、経営の持続性という点からは黄信号の状態に陥っていることがわかる。

一方、20～30ha層や30ha以上層では、Ⅰ期からⅡ期にかけては増加、Ⅱ期からⅢ期にかけては減少という傾向を示し、前者の階層ではとくにⅢ期の減少がきわめて大きくなっている。この時期の米販売価格が他の階層に比べて大きく下落しているが、この階層が新規需要米等に積極的に取り組んでいることも1つの要因であると考えられる。その減少分は、水田活用の直接支払交付金によって補填されているものと思われる。

以上のような各階層の動きに比べて、30ha以上層では、この間における変動の幅が最も小さく、いずれの時期も数%程度の範囲にある。しかも、構成員所得Ⅳが他の階層では大きく減少するⅢ期においても、それほど落ち込むこともなく、むしろⅠ期の水準を1%ほど上回っている⁶⁾。

6 米の販売価格と生産販売費用の推移

以上、稻作単一経営の稻作部門が生み出してきた付加価値額や経営の構成員が実際に手にするであろう稻作所得の推移について、階層別にこの10年間の動向をみてきた。最後に、この統計から算出することのできる玄米60kg当たり販売価格と生産販売費用の動きについても検討しておこう。

経営の販売価格は稻作収入を米の販売量で除して60kg当たりに換算して示したものである。また、生産販売費用は生産費及び一般管理費から成る稻作支出から構成員帰属分を差し引いて60kg当たりに換算したものである。これらの10年間の推移を示した表9によれば、米の販売価格は規模や年次によって大きく変動しており、最高価格を特定の階層が長期に実現しているような傾向はみられない。平成23（2011）年や24（2012）年のように相対取引価格が比較的高位に推移していた年であっても、多くの階層の販売価格はそれを下回っており、22（2010）年や26（2014）年、27（2015）年のように相対取引価格が低位に推移していた年であっても、むしろその米価を2,000円前後上回っている階層もみられる。

表9 米の販売価格と生産販売費用の推移（2007年～2016年）

項目	年次	単位	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
			2,007	2,008	2,009	2,010	2,011	2,012	2,013	2,014	2,015	2,016	2,017	2,018	2,019	2,020	2,021	2,022	2,023	2,024	2,025	
米の平均販売価格（A）	相対取引価格	ha／人	14,164	15,146	14,470	12,711	15,215	16,501	14,341	11,967	13,175	14,305										
	10ha未満	円／60kg	14,500	15,280	15,620	14,110	14,130	15,880	14,560	13,240	13,700	15,550										
	10～20ha	円／60kg	14,510	19,850	14,380	12,850	14,560	15,450	13,670	11,660	14,270	14,750										
	20～30ha	円／60kg	16,060	15,230	14,980	14,700	15,140	18,680	14,620	12,770	12,320	13,010										
生産販売費用（B）	30ha以上	円／60kg	13,250	15,090	15,080	13,040	14,950	15,570	14,620	14,500	13,760	13,880										
	10ha未満	円／60kg	11,420	13,830	13,350	14,380	13,530	12,950	12,470	12,830	14,890	14,020										
	10～20ha	円／60kg	10,900	16,050	9,920	9,740	11,160	10,120	10,190	11,200	12,520	12,680										
	20～30ha	円／60kg	10,870	9,950	10,460	11,140	11,410	11,330	11,640	10,180	10,160	9,900										
差し引き利益（A-B）	30ha以上	円／60kg	11,280	11,130	11,540	12,220	10,870	10,860	11,470	12,300	11,100	9,730										
	10ha未満	円／60kg	3,080	1,450	2,270	(270)	600	2,930	2,090	410	(1,190)	1,530										
	10～20ha	円／60kg	3,610	3,800	4,460	8,110	3,400	5,330	3,480	460	1,750	2,070										
	20～30ha	円／60kg	5,190	5,280	4,520	3,560	3,730	7,350	2,980	2,590	2,160	8,110										
	30ha以上	円／60kg	1,970	3,960	3,540	820	4,080	4,710	3,150	2,200	2,660	4,150										

出所：農林水産省「営農類型別経営調査」（稻作单一経営：稻作部門）の各年次版による。

注：米の販売価格は稻作収入を米の販売量で割った値、また、生産販売費用は稻作支出（生産費及び一般管理費から構成員帰属分を除く）を米の生産量で割った値である。

一方、生産販売費用については、10ha未満層の費用が一貫して他の階層よりも高い水準で推移している以外は、特定の傾向はみられない。費用の最も低い階層は年次によって変動しており、この10年間では10～20ha層が4回、20～30ha層が4回、30ha以上層が2回ほど最低位となっている。もっとも、後半の年次の動きをみると、最低位の階層が10～20ha層から20～30ha層へ、20～30ha層から30ha以上層へと移動する傾向もみることができる。

稻作経営者にとっては、高品質の米を低コストで生産し、それを高価格で販売することが最大の課題であるが、米の販売価格から生産販売費用を差し引いた差額（利益）が大きければ、多少コストがかかっても米を生産する。この販売価格から生産販売費用を差し引いた差額（利益の大きさ）を計算して示したものが表の最下段である。こうした利益幅も年次によって大きく変動しているが、20～30ha層がほぼ過半の年次においてトップの座を占めている。しかし、直近の平成27（2015）年、28（2016）年の2ヶ年に限ってみれば、30ha以上層がトップに立っており、この階層の生産販売費用も低位にあることがわかる。

7 米生産費の近年の動向

農林水産省「農業経営統計調査」の重要な一翼をなす「米生産費調査」では、

規模別生産費や地域別生産費などのほかに、全算入生産費の生産費階層別度数分布とその累積割合をも公表している。この平成 19（2007）年から 28(2016)年までのデータを整理して示したもののが表 10 である。米生産費調査の調査対象となっている全国の 1 万弱の米生産者の調査結果を、全算入生産費の低い方から順に並べて、その生産者の水稻作付け面積の累積面積割合を示したものである。まず、米生産費が 14,000 円未満にある生産者の作付面積の累積割合をみると、平成 19（2007）年は 39.2% であったものが、その後、徐々に増加して 25（2013）年には 50% を超え、28（2016）年には 57.4% にまで増加している。このことは、この 10 年間で米生産費 14,000 円未満で生産されている水稻の作付面積が 4 割から 6 割近くにまで増えたということであり、調査対象生産者の構成が変わらなければ、18% の作付面積が生産費の低減によって 14,000 円未満のグループに属するようになったということである。次に生産費が 12,000 円のラインをみると、19（2007）年の 20.6% から 28（2016）年の 39.2% へと 19 ポイントほど上昇している。やはり、19% の作付面積がコスト低減によって生産費が 12,000 円以上のグループから、12,000 円未満のグループへ移動したことがわかる。続いて 10,000 円のラインをみると、19（2007）年の 6.4% から 28（2016）

表 10 全算入生産費別にみた水稻作付面積の累積割合

玄米60 kg当たり 全算入生産費	平成19年 2007			平成20年 2008			平成21年 2009			平成22年 2010			平成23年 2011			平成24年 2012			平成25年 2013			平成26年 2014			平成27年 2015			平成28年 2016		
	20000円以上	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
20000円以上	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
160000～20000円	77.5	76.8	76.8	76.6	79.0	79.4	84.1	82.8	82.5	83.9																				
15000～16000円	56.4	56.8	55.8	57.9	58.8	60.0	66.0	64.3	64.6	68.7																				
14000～15000円	47.8	49.8	48.7	51.0	54.1	52.8	58.7	57.2	57.3	63.2																				
13000～14000円	89.2	42.7	38.5	42.6	45.2	46.6	51.2	48.5	49.7	57.4																				
12000～13000円	29.1	34.5	30.1	33.7	35.5	38.5	40.9	39.2	40.2	48.3																				
11000～12000円	20.6	25.5	18.8	22.1	26.2	26.8	30.7	28.7	32.4	39.2																				
10000～11000円	13.9	14.7	10.8	11.9	17.9	16.4	18.8	18.1	19.7	27.5																				
9000～10000円 (10000円未満)	6.4	5.5	4.4	3.7	7.2	6.7	9.9	7.9	7.6	14.7																				
8,000円未満				1.2	2.1	2.6	1.9	1.9	2.1	3.3																				
				0.2	0.3	0.3	0.1	0.2	0.7	0.9																				

出所：農林水産省「米生産費調査」の各年次版による。

注：「米生産費調査」の調査対象事例の全算入生産費を、低い方から順に並べて、その水稻作付面積の累積割合を示したものである。

年の 14.7%へ 8 ポイントほど上昇している。この間に全体の 8%の作付面積が 10,000 円以上からそれ未満へのコスト低減が進められたということである。しかし注意すべきは、生産費 10,000 円未満の作付面積は 23 (2011) 年においてすでに 7.2%を占めており、25 (2013) 年には 9.9%にまで増加した後、その後 27 (2015) 年まではむしろ減少していることである。28 (2016) 年になって一挙に割合が 7 ポイントほど増えているが、こうした動きには、多収穫米等の導入など、水稻品種構成の変化などが影響していることを想定させる。従来の慣行稻作においてみられるコスト低減の動きであるかどうかは、なおこれから数年の動きを見る必要があろう。とはいって、前掲表-8 や表-9 などでみられた 28 (2016) 年における 30ha 以上層の新たな動きなどを勘案すれば、わが国の稻作にも新しい胎動がみられつつあるのかもしれない。最後の 8,000 円未満の生産者については、22 (2010) 年以降の累積値しか示されていない。0.2%から 0.9 %というきわめて僅かな変化ではあるが、この割合も上昇する傾向をみせている。

以上のように、米の生産コストについても徐々にではあるが低下する傾向がみられ、米生産費調査が行われている対象水田のうち、すでに 4 割近くで 12,000 円／60kg 未満の米生産が行われており、さらにその中で、全体の 15%の水田で 10,000 円未満の米づくりが行われているということである。

8 麦類作部門と白大豆作部門の経営収支

先述したように、水田作経営の統計では「麦類作経営」と「白大豆作経営」の統計も作成されている。最後に、この 2 つの統計によって麦類作部門と白大豆作部門の経営収支について検討しておこう。平成 28 年における 2 つの部門の経営収支を示したものが表 11 ならびに表 12 である。

まず、麦類作部門であるが、この統計では 20ha 未満（平均麦作面積 9.9ha）、20～30ha（同 25.0ha）、30ha 以上（同 57.3ha）の 3 階層に区分されて経営収支が示されている。麦作収入をみると、20ha 未満層でおよそ 100 万円、20～30ha 層で 200 万円、30ha 層でも 600 万円となっており、いずれの階層もそれほど高い販売金額ではないことがわかる。水田裏作麦ということもあって、10a 当たり単収も低く、またね米などに比べて販売単価が低いためである。一方、

表 11 麦類作部門の経営収支（平成 28 年：水田作付面積規模別）

規模階層	麦作面積	麦作単収	麦作収入	麦作支出	うち構成員帰属分	営業利益	共済・補助金等受取金	うち水田活用の直接支払交付金	うち畑作物の直接支払交付金	麦作部門所得	専従者 1 人当たり麦作所得
	a	kg/10a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
20ha未満	993	264	1,093	6,488	1,599	△ 5,395	6,776	3,288	2,793	2,980	7,842
20～30ha	2,500	262	2,164	15,752	3,948	△ 13,588	16,639	7,344	7,942	6,999	6,929
30ha以上	5,730	338	6,185	36,776	9,457	△ 30,591	40,630	18,403	20,392	19,496	12,911

出所：農林水産省「營農類型別経営統計（組織別編：麦類作経営）」平成 28 年版による。

表 12 白大豆作部門の経営収支（平成 28 年：水田作付面積規模別）

規模階層	白大豆作面積	白大豆作単収	白大豆作収入	白大豆作支出	うち構成員帰属分	営業利益	共済・補助金等受取金	うち水田活用の直接支払交付金	うち畑作物の直接支払交付金	白大豆作部門所得	専従者 1 人当たり白大豆作所得
	a	kg/10a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10ha未満	636	143	2,053	4,760	1,439	△ 2,707	4,342	2,445	1,709	3,074	10,247
10～20ha	1,415	194	4,418	10,548	3,142	△ 6,130	10,533	4,518	5,044	7,545	17,148
20ha以上	4,607	154	9,494	32,155	8,565	△ 22,661	32,513	15,831	13,980	18,417	17,540

出所：農林水産省「營農類型別経営統計（組織別編：白大豆作経営）」平成 28 年版による。

麦作支出をみると、階層別にそれぞれ 650 万円、1,570 万円、3,680 万円となっており、稻作ほどではないものの、耕起、播種、収穫などの作業が必要であることから、多くの経費がかかっていることがわかる。このために、麦作部門の営業利益はいずれの階層においても大幅な赤字になっている。こうした厳しい経営状況を支えているのが、政府の転作麦に対する経営支援政策である。麦類作部門の共済・補助金等受取額は 20ha 未満層で 700 万円弱、20～30ha 層で 1,700 万円弱、30ha 以上層では 4,000 万円を超えており、こうした経営支援政策もあって、麦作所得は 20ha 未満層でおよそ 300 万円、20～30ha 層では 700 万円、30ha 以上層では 1,900 万円が確保されている。また、これを専従換算した麦作従事者（構成員及び雇用者を含む）1 人当たり麦作所得は、20ha 未満層では 780 万円、20～30ha 層では 700 万円、30ha 以上層では 1,300 万円弱となっている。麦作の専従者 1 人当たり所得は、稻作のそれよりもかなり高い水準にあることがわかる。

こうした麦類作部門の経営収支から読めることは、水田作経営において、10ha前後（20ha未満層）の転作麦に取り組めば、経営の農業所得がおよそ300万円、また専従者1人当たり800万円弱の所得が追加されること、そして25ha前後（20～30ha層）の転作麦では前者が700万円、後者が700万円、57ha前後（30ha以上層）では前者が2,000万円、後者が1,300万円、それぞれ追加所得として加算されるということである。

次に、白大豆作部門であるが、ここでは10ha未満（平均白大豆作面積6.36ha）、10～20ha（同14.15ha）、20ha以上（同46.07ha）の3階層に区分して経営収支が示されている。まず白大豆作収入は10ha未満層では200万円、10～20ha層では440万円、20ha以上層では950万円である。10a当たり販売単価は麦作に比べると3倍ほど高くなっている。一方、生産に必要な白大豆作の支出は、10ha未満層で480万円弱、10～20ha層で1,050万円、20ha以上層で3,200万円であり、やはり差し引きした白大豆作の営業利益は大幅な赤字である。このため、白大豆作においても経営支援政策によって経営が支えられている。白大豆作部門の共済・補助金等受取額は、10ha未満層で400万円強、10～20ha層で1,000万円強、20ha以上層で3,200万円である。こうした支援政策もあって、白大豆作部門の所得は、10ha未満層では300万円、10～20ha層では750万円、20ha以上層で1,800万円となっている。これを専従者1人当たり所得に換算すると、10ha未満層ではおよそ1,000万円、10～20ha層や20ha以上層では1,700万円となる。

こうした白大豆作部門の経営収支からは、水田作経営においては、6ha前後（10ha未満層）の転作麦に取り組めば、経営の農業所得がおよそ300万円、また専従者1人当たりにして1,000万円弱の所得が追加され、14ha前後（10～20ha層）の転作白大豆では前者が750万円、後者が1,700万円、46ha前後（20ha以上層）では前者が1,800万円、後者が1,750万円、それぞれ追加所得として加算されることがわかる。

麦類作や白大豆作を通じた水田転作への取り組みは、毎年8万トンほど減少している食用米需要に対応した生産目標数量の達成に大きく貢献してきただけでなく、水田活用を通じた水田作経営の規模拡大や農業所得の増加にも貢献してきた。しかも、前掲表11および表12の経営収支の結果は、経営支援政策に

大きく支えられているとはいえ、水稻作に比べても遜色のない、むしろそれとも上回る部門所得や専従者所得の確保を通じて、水田作経営の複合化や規模拡大を側面から支えてきたということを示している。

こうした水田転作への経営支援政策の強化が、他方では、水田作経営の補助金への依存割合を大きく引き上げる要因になっており、これまでも度々みられた政策変更が経営の存続をも大きく左右する、いわゆる「政策リスク」への経営者の不安を顕在化させている。

注

- 1) 後に分析する稻作単一経営の補助金の割合に比べると低くなっているが、この経営では稻作収入のほかに転作作物や施設野菜等の販売収入も含めた粗収益を分母に計算しているためである。
- 2) 統計を細細区分することによって調査対象経営（サンプル）の数が少なくなり、時系列分析の場合、調査対象経営の変更等によるデータ変動の影響を受けやすくなる可能性がある。本稿はこうした弱点があることをふまえた上で分析することを、あらかじめお断りしておきたい。
- 3) アメリカの 2012 年農業センサスなどでも、個人経営やパートナーシップ、会社などという異なる企業形態 (Regal status of farm : 2012 年農業センサス) の経営収支を相互に比較するために、こうした方法によって経営者労働報酬 (Operators labor and management income) が算出されている。
- 4) 法人会計では当期の赤字分を次期会計に繰り越すこともできるが、ここでは 1 会計年度主義を仮定している。
- 5) このⅢ期の水田活用の直接支払交付金が他の階層に比べると多い（前掲表 6 参照）ことから、加工用米や飼料用米などの作付け増加によるものであることが考えられる。
- 6) この 30ha 以上層については、28 (2016) 年の販売米価が 24 (2012) 年よりも 1,700 円／60kg も低いにもかかわらず、同じ程度の所得水準を実現している点など、今後の推移を見ていく必要があろう。国による米の生産目標数量の配分が廃止される平成 30 (2018) 年以降のデータの検討も含めて、今後の課題としたい。

